

資料編

- 1．幸田町環境基本条例
- 2．幸田町環境基本計画の諮問
- 3．幸田町環境基本計画の答申
- 4．環境基本計画策定経過
- 5．幸田町環境審議会委員名簿
- 6．用語集

1. 幸田町環境基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第6条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的方針（第7条・第8条）
- 第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第9条 - 第16条）
- 第4章 環境審議会（第17条 - 第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境が町民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、現在及び将来の町民がこの恵沢を享受するとともに、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって良好な状態で維持されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動が、町、町民及び事業者それぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として推進されなければならない。

（町の責務）

第4条 町は、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

(町民の責務)

第5条 町民は、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品等が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において廃棄物の適正処理及び再生資源等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的方針

(施策の策定等に係る指針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項の確保を旨とし、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保つことにより、人の健康を保護し、及び快適な生活環境が確保されること。

(2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 地域の歴史的及び文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。

(環境基本計画)

第8条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ幸田町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等と環境基本計画との整合)

第9条 町は、自らの施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(開発事業等に係る環境への配慮の推進)

第10条 町は、土地の改変、施設等の建設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりその事業に係る環境への影響について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制等の措置)

第11条 町は、公害を防止し、及び自然環境等を適正に保全するため、環境の保全及び創造に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な規制又は指導の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等)

第12条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、町民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第13条 町は、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う環境美化運動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第14条 町は、環境の保全及び創造についての教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進のため、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(調査、監視等)

第15条 町は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な調査を実施し、並びに監視等の体制の整備を図るよう努めるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第16条 町は、環境の保全及び創造に関する施策で広域的な取組を必要とするものの実施に当たっては、国、他の地方公共団体等と協力して行うように努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第17条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、幸田町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第18条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する事項

(組織)

第19条 審議会の委員(以下「委員」という。)は、20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 農業委員会の委員
 - (2) 公共的団体の役職員
 - (3) 事業所等を代表する者
 - (4) 学識経験を有する者
- (会長及び副会長)

第20条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第21条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第22条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第23条 会長が必要と認めたときは、会議に関係者の出席又は必要な資料の提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(幸田町環境審議会条例の廃止)

2 幸田町環境審議会条例(昭和45年幸田町条例第18号)は、廃止する。

2. 幸田町環境基本計画の諮問

14 幸保第 279 号 平成15年 1月20日
幸田町環境審議会 会長 岩崎 克巳 殿
幸田町長 近藤 徳光
幸田町環境基本計画（案）について（諮問）
幸田町環境審議会条例第2条の規定に基づき、幸田町環境基本計画(案) について貴審議会の意見を求めます。
記
1 幸田町環境基本計画(案)について

3. 幸田町環境基本計画の答申

平成15年1月20日
幸田町長 近藤 徳光 殿
幸田町環境審議会 会長 岩崎 克巳
幸田町環境基本計画について（答申）
平成15年1月20日付け、14 幸保第 279 号で諮問のありました幸田町環境基本計画について、慎重な審議を重ねた結果、別添の計画（案）は適切であると認めましたので、ここに答申します。
なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮され、町の各部局が一体となり、町民及び事業者と協働し、望ましい環境像の実現に最善がつけられるよう要望します。
記
1 本計画の推進にあたっては、町民・事業者・町の三者による推進体制を早期に確立し、進行管理を確実に行うとともに、町民及び事業者の意見を可能な限り取り入れること。
2 施策の実施にあたっては、重要性や緊急性を勘案し、優先順位を明らかにして確実に実行すること。
3 幸田町の将来を担う子どもたちに対し本計画を周知するとともに、環境教育・環境学習を充実させること。
4 町民及び事業者の環境に関する意識を高めるため、啓発活動を積極的に行うこと。
5 今後、町が施策を策定し実施するにあたっては、本計画との整合を図ること。

4. 環境基本計画策定経過

年月日	内 容
平成12年	
6月 ~翌2月	町内現況基礎調査
8月17日	環境審議会 ・環境基本計画の説明
10月	町民・事業者アンケート調査実施
10月30日	環境サークル ・環境サークル設置の目的、運営の仕方
平成13年	
4月17日	環境サークル ・環境基本計画の説明
7月17日	環境サークル ・環境基本計画策定体制の説明、計画策定への協力依頼
7月10日	環境審議会 ・環境基本計画策定の基本的考え方、策定日程
8月20日	環境サークル ・環境家計簿調査の説明、調査への協力依頼
9月	小中学生アンケート調査実施
10月 1日	環境家計簿調査実施
~11月30日	
10月18日	環境基本計画策定委員会および環境基本計画策定会議（合同会議） ・環境基本計画の基本的事項、計画の策定日程ほか
10月20日	環境サークル ・望ましい環境像
11月	施策アンケート調査実施
11月11日	産業まつりにおいて環境基本計画策定状況等を広報
11月20日	環境基本計画策定委員会 ・スローガン、望ましい環境像、取り組みの柱 ・小中学生アンケート調査結果報告
12月19日	環境基本計画策定委員会 ・スローガン、望ましい環境像、取り組みの柱、環境上の課題
平成14年	
1月 4日	環境基本計画策定会議 ・スローガン、望ましい環境像、取り組みの柱、環境上の課題 ・小中学生アンケート調査結果報告
1月17日	環境基本計画策定委員会 ・施策、施策の体系化
2月 1日	環境基本計画策定会議 ・施策、施策の体系化
2月15日	環境審議会 ・平成13年度検討結果の報告

年月日	内 容
2月19日	環境サークル ・平成13年度経過報告
4月19日	環境基本計画策定委員会 ・施策の詳細、スターティング事業
5月21日	環境サークル ・地域・住民団体による活動
6月21日	環境基本計画策定会議 ・施策の詳細
7月4日	環境基本計画策定委員会 ・環境基本計画の進行管理、計画の推進体制等
7月17日	環境基本計画策定委員会 ・町民・事業者の環境配慮行動、スターティング事業の詳細等
7月19日	環境基本計画策定会議 ・環境基本計画の進行管理、計画の推進体制等
8月2日	環境基本計画策定会議 ・町民・事業者の環境配慮行動、スターティング事業等
8月9日	環境審議会 ・環境基本計画策定状況報告
8月16日	環境基本計画策定委員会 ・環境基本計画（素案）
8月20日	環境サークル ・環境基本計画（素案）
8月30日	環境基本計画策定会議 ・環境基本計画（素案）
10月1日 ～30日	素案の公開
10月11日 ～29日	学区別懇談会（6学区）
10月15日	環境サークル ・環境基本計画（素案）
10月24日	環境審議会 ・環境基本計画（素案）
11月7日	事業者説明会（商工会）
11月20日	環境基本計画策定委員会 ・素案に対する町民・事業者意見への対応 環境審議会 ・素案に対する町民・事業者意見への対応
11月27日	環境基本計画策定会議 ・素案に対する町民・事業者意見への対応
12月 1月20日	町民・事業者からの意見および対応をインターネットホームページで公表 環境審議会 ・環境基本計画原案、答申

5. 幸田町環境審議会委員名簿

平成 13 年 6 月 1 日現在

条例第 3 条第 2 項の区分	氏 名	役 職 名 等
町議会議員	会長 清水 忍 志賀 式雄	幸田町議会議長 幸田町議会文教福祉委員長
農業委員会の委員	三浦 八郎 村越 唯雄	幸田町農業委員会会長職務代理者 幸田町農業委員会農地専門委員会会長
公共的団体の役職員	天野 和彦 浅井 君子 田境 洋子	区長会会長 こうた女性の会代表 生活改善実行グループ協議会会長
事業所等を代表する者	中根 紀明 鈴木 隼爾 長谷 輝彦	幸田町商工会会長 幸田町企業集団連絡協議会会長 幸田町畜産組合副組合長
学識経験を有する者	富田 博 宇都野信清 鈴木 誠 志賀 正明 加藤 成子 辻井 邦世 植田 マサ子	幸田町保健センター嘱託医師 公募 公募 幸田町環境サークル運営委員 地域環境保全委員 愛知県岡崎保健所環境保全課長 幸田町保健推進員

平成 14 年 8 月 1 日現在

条例第 3 条第 2 項の区分	氏 名	役 職 名 等
農業委員会の委員	志賀 久雄	幸田町農業委員会会長職務代理者
公共的団体の役職員	会長 岩崎 克巳 稲吉 由美子 稲吉 ユキ子 植田 マサ子	区長会会長 こうた女性の会代表 生活改善実行グループ協議会会長 幸田町保健推進員会会長
事業所等を代表する者	中根 紀明 鈴木 隼爾 (大橋 博) 長谷 輝彦	幸田町商工会会長 幸田町企業集団連絡協議会会長 (平成 15 年 1 月 1 日から) 幸田町畜産組合副組合長
学識経験を有する者	牧原 敦彦 宇都野信清 鈴木 誠 志賀 正明 加藤 成子 津志田征英 黒田 博	幸田町保健センター嘱託医師 公募 公募 幸田町環境サークル運営委員 地域環境保全委員 愛知県西三河事務所環境保全課長 愛知県西三河事務所廃棄物対策課長

6. 用語集

【あ行】

ISO14000 シリーズ

国際標準化機構（ISO、本部はスイス・ジュネーブ）が作成を進めている「環境に配慮した企業活動の進め方の基準」に関する一連の規格（国際規格）のこと。このうち、ISO14001 は、組織が環境マネジメントシステムに適合していることを表明する場合に用いられる規格で、事業者は、審査機関に申請して合格すると、規格適合の認証を取得できる。有効期限は 3 年で、更新することができる。

これは企業だけにとどまらず、あらゆる組織、団体を対象にした規格であり、地方自治体等の行政においても取得する動きがある。

あいちエコプラン 2010

地球温暖化を防止するために、県民、事業者、行政等の各主体が連携し、一体となって総合的に地球温暖化対策を推進するための基本計画。平成 12 年 3 月策定。平成 22 年度における県内の温室効果ガスの排出量を平成 2 年度レベルから 6%削減することを目指している。

愛知県人にやさしい街づくりアドバイザー

愛知県に「人にやさしい街づくりアドバイザー」として登録された人のこと。人にやさしいまちづくりを進めようとする市町村や地域、団体等からの求めに応じて紹介され、人にやさしいまちづくりに協力する人材。

アイドリングストップ

自動車の運転に際し、荷物の積み降ろしや人待ち等の駐停車時に、自動車のエンジンを切ることにより、大気汚染物質や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を抑制すること。

硫黄酸化物

石油や石炭等の化石燃料の燃焼により発生する二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)、硫酸ミスト等の総称。二酸化硫黄(SO₂)は呼吸器系への悪影響があり、四日市喘息等の原因となった。また、酸性雨の原因の一つになっている。

インターロッキング舗装

形状、色調、パターンを変えたブロックを景観に配慮して敷設する道路舗装。

ウィーン条約

オゾン層保護のためのウィーン条約のこと。オゾン層保護のため、国連環境計画（UNEP）を中心として国際的な対策の枠組みが検討され、採択された条約。国際的に協調してオゾン層やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、各国が適切と考える対策

を行うこと等を定めている。昭和 63 年 9 月に発効し、平成 12 年 12 月現在 175 か国と 1 経済機関（EC）が加入している。

エコクッキング

ごみを出さない料理のこと。必要な食品を必要な量だけ購入することはもちろん、大根の葉や人参の皮等も工夫して食べきる料理方法。

エコタウン構想

ゼロ・エミッション構想を推進するため、環境産業の振興を通じた地域振興、産業、公共部門、消費者を包含した総合的な環境調和型システムの構築を目的として、平成 9 年に創設された事業。都道府県、政令指定都市が策定した構想について国の認証を受けることにより、事業主体は構想に基づく事業について各種の助成措置を得ることができる。

政令指定都市以外の市町村が構想をつくる場合は、県と調整し、県と連名で提出することとなる。

エコファーマー制度

エコファーマー制度とは、持続性の高い農業生産方式に取り組もうとする農業者が、「愛知県持続性の高い農業生産方式導入指針」に基づいて（愛知県の場合）「持続性の高い生産方式の導入に関する計画」を作成し、県知事に提出して計画が適当である旨の認定を受けると、金融および税制上の特例措置を受けられる制度。エコファーマーとして認定されるためには、法律で定める 3 つの技術（土づくりに関する技術、化学肥料低減技術、化学農薬低減技術）を組み合わせる必要があります。

エコマーク

「私たちの手で地球を守ろう」という気持ちを表した環境保全に役立つと認められる商品につけられるシンボルマーク。（財）日本環境協会が認定を行っている。

E S C O 事業

工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を補償する事業（ビジネス）のこと。また、E S C O の経費はその顧客の省エネルギー効果によって得られたメリット（経費の削減分）の一部から受け取ることが特徴となっている。

オープンスペース

開けた空間のことを示し、公園、広場、河川等、建物によって覆われていない土地の総称。市街地では休息の場所や防災上の避難場所として確保されることがある。

資料編

オゾン層の破壊

地表から 20～25km の下部成層圏にはオゾンを高濃度に含んでいるオゾン層があり、太陽光に含まれる紫外線波長領域の中で、生物にとって有害な波長領域を吸収する働きをしている。このオゾン層がフロンやハロン等の人工の化学物質によって破壊されている現象のこと。オゾン層の破壊が進むと、地上に達する有害紫外線の照射量の増加をもたらす、皮膚ガンの増加、生態系への影響の広がり等被害の顕在化が懸念されている。

オゾン層破壊物質

オゾン層を破壊する物質のこと。フロン（クロロフルオロカーボン：CFC）のほか、ハロン、1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、H B F C、ブロモクロロメタン、臭化メチル等がある。

温室効果ガス

太陽から受ける日射エネルギーは、地表面に吸収されて地表を暖め、暖められた地表からは大気中に熱エネルギー（赤外線）が放出される。地表から赤外線の形で放射された熱を吸収し、その一部を地表へ再放射することにより、地表を暖め大気温度を上昇させる作用をもつ気体（ガス）の総称。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、対流圏オゾン、六フッ化硫黄、フロン等がある。

【か行】

拡大生産者責任

製品の製造者等が、物理的または財政的に製品の使用後の段階まで一定の責任を果たすという考え方。

合併処理浄化槽

し尿と合わせて、台所や風呂等から出る生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽。し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境への B O D 負荷の排出は約 1/8 に抑えることができる。

家電リサイクル法

「特定家庭用機器再商品化法」（平成 10 年 6 月 5 日法律第 97 号）のこと。市町村での処理やりサイクルが困難な使用済み家電製品のリサイクルを目的として、平成 10 年 6 月に制定され、平成 13 年 4 月から本格施行された法律。小売業者には過去に販売した製品等の引き取りおよび製造業者等への引き渡し義務を、製造業者等には小売業者からの使用済み製品の引き取りおよびリサイクルの義務を課している。また、消費者には小売業者への引き渡し、再商品化等の料金支払い等の協力義務を課している。平成 14 年現在、対象品目はエアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機の 4 品目。

環境影響評価

開発事業にともなう公害や自然破壊を未然に防止するため、あらかじめ事業者が、事業の実施が環境に及

ぼす影響について調査、予測および評価を行うとともに、その結果に対する地域住民等の意見を聴いて、地域の環境保全に十分な配慮を行うことを環境影響評価あるいは環境アセスメントという。

環境会計

事業者等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ、環境保全への取り組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に把握（測定）し、分析し、公表するための仕組み。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民や N G O、事業者等さまざまな立場の主体の環境保全活動に対する助言（環境コンサルティング）を行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された人。市民や市民団体を対象とした環境コンサルティングを行う「市民部門」と、事業者を対象とした環境コンサルティングを行う「事業者部門」に分けて登録されている。

環境カウンセラー登録制度

民間の自主的な取り組みを支援するため、環境省が平成 8 年度に創設した制度。環境カウンセラーを「環境カウンセラー登録簿」に登録し、この名簿を広く一般に公表することで市民や事業者からの環境保全活動等に関する相談・助言の要請や、環境学習に際しての講師派遣の依頼等に応えようというもの。

環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするもの。家計簿で金銭に係わる家庭の活動を把握し記録すると同じように、「環境家計簿」によって、金銭では表わせないものも含め、環境に係わる家庭の活動を把握しようとするものである。自らの生活を点検し、環境との関わりを再確認するための有効な試みである。

環境監査

環境マネジメントシステムの中で、環境マネジメント（環境管理）に関する評価等の実行状況の点検作業のこと。

環境基準

「環境基本法」第 16 条第 1 項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。

現在、環境基準は、大気、水質、騒音、土壌、底質

およびダイオキシン類について定められている。

環境基本法

「公害対策基本法」にかわって、平成5年11月に新たに制定された環境に関する最上位法。今日の環境問題に適切に対処していくためには、社会経済活動やライフスタイルを見直し、多様な手法を活用することが必要である。「環境基本法」は、こうした観点から環境政策を進めるための新たな枠組みとなるものである。また、国の環境基本計画を策定することが定められている。

環境共生住宅

住宅の高気密化、高断熱化や冷暖房、給湯、照明機器の改善等を図るとともに、太陽光、太陽熱の利用、雨水の再利用、生ごみの堆肥化や屋上植栽等により、エネルギーの消費や二酸化炭素排出量の削減をはじめ、環境保全に総合的に配慮した住宅のこと。

環境経営

地球環境への負荷を削減して社会に貢献するとともに、環境を新たな競争力の源泉ととらえ、効率的に事業活動を行うこと。環境保全への自主的取り組みを経営戦略の一要素とし、環境に関する経営方針の制定、環境マネジメントの構築やグリーン購入、リサイクルの促進、環境報告書・環境会計の公表等を行う。

環境コミュニケーション

持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、事業者、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと。なお、利害関係者とは、金銭的な利害関係だけでなく、環境上の利害のある地域住民、消費者等も含む。

環境の日

平成5年11月に制定された「環境基本法」により、6月5日が「環境の日」と法定された。

なお、昭和47年6月5日から2週間、スウェーデンで開催された国連人間環境会議を記念して、6月5日は「世界環境デー」と定められており、日本では昭和48年から毎年、6月5日からの1週間を「環境週間」としてきたが、平成3年からは6月を「環境月間」としている。

環境の保全と創造

よい環境を保全するとともに、改善・回復等により、よりよい環境を創り出すこと

環境への負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保

全上の支障の原因となるおそれのあるものとして、「環境基本法」に定義されている。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水やごみの排出、自動車の排気ガス等、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境報告書

事業者が、最高経営者の緒言、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム・環境会計・法規制遵守・環境適合設計その他）および環境負荷の低減に向けた取り組み等について取りまとめ、一般に公表するもの。

環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指すタイプの農業のこと。

具体的には、農薬や化学肥料に大きく依存しない、家畜ふん尿等の農業関係排出物をリサイクル利用するなどの取り組みがあげられる。

環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質。

環境マネジメントシステム

事業組織において、組織の活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすため、環境保全に向けた目標および方針に基づき、その取り組みを計画的に実行、管理するためのシステムのこと。環境管理システムともいわれる。

環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれをいい、人の健康や生態系に好ましくない影響を及ぼす可能性（おそれ）を示す概念。「影響の大きさ」と「発生の不確かさ（起こりやすさ）」で評価される。

人の健康や生態系への影響を未然に防止していくにあたっては、環境リスクの要因がもつ便益と環境リスクの大きさを比較、分析することにより、環境リスクを管理していくことが重要である。環境リスクの考え方は、環境の保全上の支障の原因となるおそれのある要因が対象となり得るが、現在は化学物質問題について使われることが多くなっている。

共同輸配送

複数の事業者が共同で輸配送を行うことで、輸送効率が高まり、車両数や走行量の削減を図ることができる。共同輸配送の形態を大きく分類すると、製造業者、販売業者等、のユーザーサイドによる分業化と輸送業者サイドの協業化がある。

資料編

近隣騒音

家庭のピアノ、クーラーからの音、ペットの鳴き声等の生活騒音、飲食店営業等の営業騒音、商業宣伝放送の拡声器騒音等のこと。

クリーンエネルギー

環境への影響がより少ないエネルギーのこと。太陽エネルギー、風力エネルギー等の自然エネルギーや、電力、LNG（液化天然ガス）等の二次エネルギーがあげられる。

グリーン購入

製品やサービスを購入する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけではなく、環境のことも考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達に関する法律」(平成12年5月31日法律第100号)のこと。国や地方公共団体等が環境に配慮した製品の調達を率先的に行うことや、こうした購入に役立つ情報提供を推進することを目的とした法律。国による調達推進のための基本方針の策定、地方公共団体の調達方針の策定およびそれらに基づく調達の推進努力義務、事業者および国民の環境物品の選択（一般的責務）が定められている。

グリーンコンシューマー

ごみの減量はもちろん、さまざまな環境に配慮して日々の買い物をする消費者のこと。消費者が商品を選ぶということは、その商品を買っている店や製造しているメーカーを選ぶということであり、こうした行動が積み重なることにより、店やメーカーの行動を変え、最終的には社会経済システムを環境に配慮したものへと変えていくことが可能になる。

グリーン・ツーリズム

農山漁村に滞在して自然に親しみながら、地域の人々と交流を図る余暇活動のこと。

このような農山漁村と都市のさまざまな交流を通じて、人々の交流が活発になり、農林漁業の振興や、農山漁村の活性化が促進されることが期待される。

グリーンマーク

古紙を再生利用した紙製品につけられるマーク。

クローズドシステム

排水や排気等を回収、浄化处理し、再利用することにより系外への排出を行わないシステム。

景観形成作物

収穫を目的とせず、景観の形成を目的としたヒマワ

リ、コスモス、菜の花、レンゲ等の作物のこと。

ケーブルテレビ

アンテナを用いずに、映像を同軸ケーブル、光ファイバーケーブルを用いて伝送する有線のテレビ。双方向通信が可能。回線は、電話、インターネットにも用いられる。

ケミカルリサイクル

廃棄物を化学的に処理して、製品の化学原料としてリサイクルすること。ペットボトルの材料であるPET（ポリエチレンテレフタレート）樹脂で進んでおり、エチレングリコール分解、メタノール分解等の技術が開発されている。反応により副産物が生成されることがあり、その処理と原料の回収率向上が望まれる。

建設廃棄物

土木工事および建築工事から排出される産業廃棄物のこと。なお、建築工事は、新築工事と解体工事に分けられる。

建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）のこと。不法投棄の最大の原因となっている建設・解体廃棄物のリサイクルを促進し、不適正処理を防止するために、建設省が厚生省と共同で平成12年の第147通常国会に提出、成立した法律。工事の発注者・受注者の責任を整理してそれぞれの義務を明確にし、解体業者の登録制度を設けるなど、新たな枠組みづくりを行っている。具体的には(1)工事の受注者への分別解体・再資源化義務づけ(2)分別解体・再資源化の実施を確保するための措置(3)発注者・受注者間の契約手続き(4)解体工事業者の登録制度等を定めている。特定の建設資材（コンクリート、コンクリートおよび鉄からなる建設資材、アスファルトコンクリートおよび木材）を対象としている。

光化学オキシダント

大気中のオゾン、パーオキシアセチルナイトレート（PAN）等の酸化力の強い物質の総称。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い日射を受け光化学反応を起こし、生じたもの。人体への影響は、高濃度の時には眼を刺激し、呼吸器、その他の臓器に影響を及ぼすといわれている。また、オキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、日差しの強い春～夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

公共用水域

「水質汚濁防止法」では、「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい水路その他公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同法に

規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。」とある。

コージェネレーションシステム

燃料の燃焼により発生する高温の熱を利用して発電を行うと同時に、その廃熱を利用して温水や蒸気を生産させ、給湯や冷暖房等低温で間に合う用途に利用するシステム。このシステムは電力需要と熱需要が適切に組み合わせられた場合は、総合エネルギー効率が70～80%まで向上する。

こどもエコクラブ

子ども達が地域において主体的に環境学習および環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境庁が平成7年から募集し、発足したクラブ。各クラブは小中学生数人から20人程度で構成され、独自の活動や全国事務局（財団法人日本環境協会内）から提供される共通のプログラム等を行う。大人（保護者等）がサポーターとして助言、連絡にあたっている。幸田町では、保健環境課でこのクラブの登録を行っている。

コミュニティーゾーン

住宅地において歩行者の安全を優先する区域。

近年、幹線道路の慢性的な交通渋滞により、居住地区に通過交通が入り込み、しかも速い速度で走行することから、居住者の安全を脅かしている。このような状況に対処するため、ソフト的手法（交通規制等）とハード的手法（道路の物理的改変）を組み合わせることで通過交通の排除を促進し、高齢者、障害者、児童等の交通弱者をはじめとして、地域住民が安心して暮らせる質の高い生活環境を確保するためのゾーン対策である。

【さ行】

里山

里山とは、狭義としては標高の低いなだらかな丘陵に人手によって形成され、維持管理されてきた林のことを示し、広義としてはこのような林と周囲の農地やため池、小川、草地等と一体となって形成される環境をいう。「里山」は、古くから人の利用と自然の豊かさが調和して保たれてきた日本を代表する自然であり、生物の多様な生息環境として、またやすらぎを与える身近な自然としての機能を有しており、近年、その重要性が認識されている。

サーマルリサイクル

廃棄物を焼却して、熱源として利用するリサイクルの一方法。

産業廃棄物

事業活動にともなって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等の19種類を指す。排出する事業者は、自らの責任で適

切に処理する義務がある。

産業廃棄物広域交換制度

産業廃棄物の有効利用を促進するため、産業廃棄物を提供したい者と引き受けたい者との間で、愛知県がその交換情報を仲立ちする制度のこと。平成元年9月に創設。利用可能な産業廃棄物に関する情報を広域的に事業者を提供するため、「愛知県産業廃棄物交換情報誌（アイウエス）」を年1回発行するとともに、愛知県のホームページに掲載している。

酸性雨

通常、雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、清浄な雨水でもpHは5.6程度となっている。このため、一般にはpH5.6より低い雨を酸性雨という。

酸性雨の原因は、硫黄酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質といわれている。これらの主な発生源は、工場や自動車等の人為的なものであるが、火山の噴煙のように自然現象によるものもある。酸性雨は土壌の酸性化をもたらす、肥沃度を低下させる。欧米では、湖沼や森林等の生態系への被害も発生している。

COD（化学的酸素要求量）

Chemical Oxygen Demandの略。海域や湖沼における主として有機物による水の汚れ度合いを示す指標で、水中の汚濁物質を酸化剤（過マンガン酸カリウム）で化学的に酸化するときに消費される酸素量をmg/Lで表したものの。値が高いほど、汚濁が進んでいることを意味する。

市街化区域

「都市計画法」に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域、および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。

市街化調整区域

「都市計画法」に基づく都市計画区域のうち、市街地を抑制すべき区域。市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や、一定規模以上の計画的開発等を除き開発行為は許可されず、また原則として用途地域を定めないとされ、市街化を促進する都市施設は定めないとされている。

資源有効利用促進法

「資源の有効な利用の促進に関する法律」（平成3年4月26日法律第48号）のこと。事業者によるリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化、長寿命化等による廃棄物の発生抑制および回収した製品からの部品等の再使用を推進し、循環型社会経済システムの構築を目指すことを目的とする。工場で副産物の発生抑制・リサイクルを行う業種、再生資源・再生部品の利用を行う業種、使用済み製品の発生抑制のための

資料編

設計・製造を行う製品、リユース・リサイクルに配慮した設計・製造を行う製品等が定められている。

自然エネルギー

太陽光、風力、地熱等、自然活動により生み出されるエネルギーのこと。

自然環境保全地域

「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、すぐれた自然環境を保全するために指定された地域。平成 13 年 3 月末現在、県内 11 地域が指定されている。

自然公園

すぐれた自然環境とその景勝を保護するとともに、その適正な利用を進めることを目的として指定された地域。「自然公園法」に基づく国立公園、国定公園および「愛知県立自然公園条例」に基づく県立自然公園の 3 種類がある。

自然の物質循環

環境の中では、さまざまな物質が大気や水、土等の間を循環し、全体としてバランスを保っている。この自然のもつ循環の仕組みを自然の物質循環という。

持続可能な発展、持続的発展

将来の世代の要求を満たしつつ、現在の世代の要求をも満足させるような発展のこと。環境は経済社会の発展の基盤であり、環境を損なうことなく発展することが持続的な発展につながるという考え方。

市民緑地制度

「都市緑地保全法」に基づく制度。緑地の確保を目的として、土地所有者からの申し出により行政が土地所有者と貸借契約を結び、緑地として整備し、住民に開放する制度。借り受けた契約の期間は、緑地の管理は行政が行うこととなる。

循環型社会

環境への負荷の低減を図るために、資源やエネルギーのリユース、リサイクルに配慮したシステムを有する社会のこと。「循環型社会形成推進基本法」の中では、「廃棄物の排出抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減される」社会と定義されている。

循環型社会形成推進基本法

「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号)のこと。廃棄物・リサイクル対策を総合的、計画的に推進するための基盤を確立するとともに、循環型社会の形成に向けた取り組みを実効あるものとするために制定された基本的な枠組み法。処理の

優先順位を発生抑制、再使用(リユース)、再生利用、熱回収(サーマルリサイクル)、適正処分と定めている。ほかに循環型社会、循環資源の定義、国・地方公共団体・事業者・国民の役割、国による「循環型社会形成推進基本計画」の策定等が規定されている。

省エネ法

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(昭和 54 年 6 月 22 日法律第 4 号)のこと。エネルギーの効率の利用、省エネルギーの推進等を定める。第二次石油危機後の昭和 54 年に制定され、平成 10 年に地球温暖化対策のため改正が行われ、工場・事業場の省エネルギーの推進強化、自動車・家電の省エネ基準の達成にトップランナー方式の導入が行われた。また、同法に基づき、平成 12 年から省エネラベルが導入された。

省エネラベル

「省エネ法」に基づき、家電製品に省エネ基準達成率やエネルギー消費効率等を明記したラベルを表示する制度。JIS の規格として平成 12 年に制定。エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、蛍光灯が対象。省エネ機能の高い製品の開発促進と普及をねらう。

静脈産業

生産、流通、廃棄、再利用の過程のうち、製造業等製品の供給側の分野は動脈産業になぞらえられ、逆にごみや廃棄物として排出された跡の回収、焼却、処分、再資源化に係る分野は静脈産業に見立てられる。資源循環を図る上からは、マテリアルリサイクル、サーマルリサイクルに係る静脈産業の育成が急がれる。

食品リサイクル法

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成 12 年 6 月 7 日法律第 116 号)のこと。食品関連事業者から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化を行なうとともに、食品循環資源の再生利用を進めることを目的とする法律。主務大臣が再生利用や発生抑制、減量化の目標・方策等の基本方針を策定し、製造、流通、外食等の食品関連事業者が基準に従い再生利用等に取り組む仕組み。食品廃棄物を飼肥料化する事業者の登録制度創設等による再生利用促進も盛り込まれている。基本方針においては、食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施率を平成 18 年度までに 20%に向上させることとされている。

新エネルギー

従来から使用してきた、石油・石炭等の化石燃料に代わる環境への負荷の少ない新しい形態のエネルギーで、「新エネルギー導入大綱」(平成 6 年 12 月 16 日、総合エネルギー対策推進閣僚会議決定)では、重点導入を図るべき新エネルギーとして、自然エネルギーの利用を中心とした再生可能エネルギー(太陽光発電、太陽熱利用システム、風力発電等)、廃棄物や廃熱の

利用を中心としたリサイクル型エネルギー（廃棄物発電等） 従来型エネルギーの新利用形態（コージェネレーションシステム、燃料電池等）があげられている。同義語的に「エコエネルギー」とも言われている。

親水

水遊び、釣り、湖畔の散歩等日常生活や観光、レクリエーションを通じて、湖沼、池、河川等の水辺に近づき、身近に親しむこと。

シンポジウム

一つの問題について、複数の人が異なった面を表す意見を発表し、聴衆や司会者の質問に答える形で行われる討論の形式。公開討論会。

森林認証制度

適正に管理された森林を認証し、その森林から生産、製造された木材製品に認証マークを付けて流通させることで、森林の破壊や劣化防止を目指すもの。認証するのは、平成 5 年に設立した国際的な N G O 組織「森林管理協議会」(F S C = Forest Stewardship Council、本部はメキシコ・オウハカ)。これまでに認証された森林面積は全世界で 2,000 万 ha を超えており、今後、日本でも取り組みが拡大することが期待される。

水源かん養機能

地表を流れる河川の水や地下水が枯渇しないように補給する働き、能力のこと。降雨を地表や地中に一時的に貯えるとともに、効果的に地下に浸透させ、長期にわたり貯留、流下させることにより、洪水調節、渇水緩和等河川流量の平準化を図ったり、地下水や湿地を維持することができる。近年、森林や農地がもつ水源かん養機能が見直されている。

生活排水

日常生活にともなって排出される污水で、浄化槽のほか、生活雑排水といわれる台所、洗濯、風呂等から排出されるもの全体をいう。最近は、河川の汚濁に占める生活排水の割合が高くなっている。

生活排水クリーン推進員制度

生活排水による河川等の水質汚濁の防止と、住民の生活環境の保全を図ることを目的とした制度。推進員は、町長から依頼された町内在住の住民で、地域の住民に生活排水についての情報や知識を提供し、家庭でできる浄化について指導するなどの役割を果たす。

清掃里親制度（アダプトプログラム）

アダプト（adopt）とは、「養子にする」という意味で、ボランティアとなる地域住民や事業者が行政と合意の上で、道路や公園等の公共空間の一定区画の「里親」となって定期的に清掃・美化活動を行い、行政は清掃用具の提供や活動中の障害保険費用の負担、安全

指導、里親となったボランティアの名称の区画での提示等の支援をする制度のこと。もともとは、昭和 60 年にアメリカ、テキサス州で始まった制度。

このような活動を円滑に進める上で、行政と住民・事業者が協力しあうプログラムづくりが重要である役割分担を明確にし、協力体制を確立し、一定期間、持続的な清掃・美化活動を行うことが大切である。

生態系

全ての生物（植物、動物、微生物）とこれらを取り巻く非生物的要素（土壌、水、鉱物、空気等）とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいう。

生物多様性

全ての生物とその生育生息環境の多様性を表す概念。生物多様性には、種内（遺伝子）の多様性、種間の多様性および生態系の多様性がある。生物多様性の保全とは、さまざまな生物が相互の関係を保ちながら、本来の生育環境の中で繁殖を続けている状態を保全することをいう。

世界環境デー

昭和 47 年 6 月 5 日から 2 週間、スウェーデンで開催された国連人間環境会議を記念して、6 月 5 日は「世界環境デー」と定められており、日本では昭和 48 年から毎年、6 月 5 日からの 1 週間を「環境週間」としてきたが、平成 3 年からは 6 月を「環境月間」としている。

セットバック

都市計画区域内において建築物を建築する際、建築物を道路の境界線から一定の距離を後退させることをいう。「建築基準法」の規定に基づいて実施するほか、地域の土地所有者の同意による地区計画により、自主的に実施する場合がある。

セミナー

少人数を対象とし、討論等を交えた講習会のこと。

ゼロエミッション

エミッションとは排出物、廃棄物を指す英語でゼロエミッションとは「廃棄物ゼロ」という意味であり、一産業・社会部門から出る廃棄物を、極力その中で再利用するとともに、他の部門の再生原料等として活用することにより、環境への負荷を一切なくすこと。平成 6 年に国際連合大学が「ゼロエミッション研究構想」を発足させ、国際共同研究事業として研究が進められている。

潜在自然植生

人為的影響を受けない場合の最も発達した植生のこと。

資料編

総合公園

「都市公園法」に基づく都市公園の一種で住民の休息、遊戯、運動等の総合的な利用を目的とした公園。

【た行】

ダイオキシン類

水素、炭素、酸素、塩素の化合物であるポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）と、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）をまとめてダイオキシン類と呼んでいる。さらに、平成11年7月に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」では、水素、炭素、塩素の化合物であるポリ塩化ビフェニル（PCB）のうち、ダイオキシン類と類似の生理作用をもつコプラナーPCBも含めてダイオキシン類と呼んでいる。ダイオキシン類はごみの焼却等により非意図的に発生する。

ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性等多岐にわたっている。

代替フロン

分子中に塩素を含まず、圧縮すると容易に気体になる物質。オゾン層を破壊する力の大きい特定フロンの替わりとして半導体の製造過程や冷蔵庫等に用いられ、HFC、HFC等がある。HFCは、特定フロンよりは低いもののオゾン層破壊能力があり、モントリオール議定書の規制対象に追加された。また、代替フロンは、二酸化炭素の数千倍から数万倍もの温暖化作用があるため、平成9年12月の地球温暖化防止京都会議で削減の対象になった。

多自然型川づくり

川の流れを自然に戻したり、河川の護岸整備等において、治水面の安全性を確保しながらも、生物の生育生息環境をできる限り改変することなく、自然の材料を使った工法で川の整備を行ったりするもので、地域の生態系の豊かさを取り戻したり、地域の風土に調和した美しい風景をつくりだす川づくりのこと。

多自然型護岸

自然の土や石等をより多く使って、植物が繁茂し、魚や虫等の生物が生息しやすいように工夫して施行される岸辺のこと。

地域冷暖房システム

熱源プラントで集中的に作られた冷水、温水、蒸気等を、地域配管を通して一定地域の需要家に供給し、冷房、暖房、給湯等を行うシステムで、個別の建物ごとに冷暖房を行う場合に比べて、省エネルギーで大気汚染物質の排出も少なくなる。

地球温暖化

人間活動の拡大により、大気中の温室効果ガスの濃度が増加し、温室効果が強化され、地球の気温が気候の自然な変動に加えて上昇することをいう。地球温暖

化が進むと、海面の上昇、異常気象の増加、砂漠化の拡大、農業生産や生態系への影響等、人間の生活や自然環境への広範で深刻な影響が懸念されている。

地球温暖化対策の推進に関する法律

平成10年10月に公布された法律。

この法律は、平成9年12月の「気候変動枠組条約第3回締約国会議（温暖化防止京都会議）」で決まった議定書において、日本に温室効果ガスの排出量を平成20年～平成24年の間に平成2年レベルよりも6%削減することが義務づけられたのを踏まえ、国や自治体に削減の実行計画の策定、公表を義務づけ、地球温暖化対策の推進を図るものである。

そのなかで、国の責務として、温室効果ガス排出を抑制するため、自治体や国民の取り組み内容を示す基本方針を策定するとともに、自らの排出を抑制するための実行計画を策定し、実施状況を公表することとしている。都道府県や市町村も、国と同様、実行計画を策定、公表するとしており、また国民の責務として日常生活における温室効果ガスの削減を掲げ、これまで基本的には排出自由であった温室効果ガスの抑制、削減に努めることとしている。

地球環境問題

被害、影響が一国内にとどまらず、国境を越え、ひいては地球規模にまで広がる環境問題および先進国を含めた国際的な取り組みが必要とされる開発途上国における環境問題をいう。具体的には、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少、野生生物の種の減少、砂漠化、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題等がある。

地区計画制度

昭和55年の「都市計画法」と「建築基準法」の改正によって創設された制度で、比較的小規模の地区を対象に、自治体が地区レベルで住民の意向を反映しつつ、建物の用途、形態等についての制限や、地区の道路、公園等の公共施設の配置と規模等、地区の特定にふさわしい良好な街区を整備し、保全するための基準を定める制度。

地区公園

「都市公園法」に基づく都市公園の一種で、徒歩距離圏内における運動、休養等のレクリエーションのための公園。

地産地消

地域で生産したものを地域で消費すること。

窒素酸化物

窒素と酸素の化合物の総称で、燃料その他の物質の燃焼にもなって発生する。大気中には多くの種類が存在するが、主に一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)

が大気汚染に関係している。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学スモッグや酸性雨の原因の一物質でもある。

中水

生活用水や事業用水のなかで、水洗トイレ、冷却、冷房、散水等の用途向けに、下水や産業排水の再生水等を利用するもので、水質が水道水より低い水のこと。

長期展張性フィルム

園芸施設の被覆材等で、初期特性を長く保ち、より長く展張することが可能なフィルム。耐久農業用ビニール、農業用ポリオフィレン、ベツフィルム、フッ素フィルム等がある。

鳥獣保護区

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」によって、鳥獣の保護や繁殖を図るために必要な区域について、期間を定め指定される地域。さらに、特に必要のある場合には鳥獣保護区の区域内に特別保護区が指定される。鳥獣保護区区域内では、鳥獣の捕獲等が原則として禁止されるほか、特別保護区区域内では木竹の伐採、水面の埋め立て、干拓等を行う場合には許可を要する。

町民農園

自然とのふれあいを求める農業者以外の町民に対し、その機会等を提供するために、農地を一定区画に区分し、提供する農園のこと。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、窒素酸化物、二酸化炭素といった大気汚染物質の排出が少ない自動車のこと。法令等に基づく定義はないが、低公害車の導入を促進している3省庁（環境省、経済産業省、国土交通省）が、導入促進の対象としている車は、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車である。ここでいう低燃費とは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準（トップランナー基準）を早期達成した自動車を示す。

低排出ガス認定車

低排出ガス車認定制度に基づいて認定された車。低排出ガス車認定制度とは、燃料の種類を問わず、自動車の低排出ガス性を性能面から示す技術的指標（「低公害車等排出ガス技術指針」（平成10年12月環境庁通知）」）により、自動車排出ガスのNO_x、PM等の有害物質の排出が最新規制値より25%、50%、75%低減している自動車を「良・排出ガス車」、「優・排出ガス車」、「超・排出ガス車」として認定する制度。

デポジット制度

飲料容器等を販売する際に、あらかじめ回収の手数

料を付加し、回収する際に預り金を返金する制度。

天然記念物

動植物や地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、国、県、市町村が指定したものをいう。

透水性舗装

道路や地表の舗装面上に降った雨水を、隙間が多い舗装材の特質を利用して地中に浸透させる舗装工法（舗装帯の貯留と路床の浸透能力によって、雨水を地中へ浸透）。主に都市部の歩道等に使用される例が多く、地下水の保全・かん養、街路樹の育成および雨水流出抑制等の効果がある。

特定フロン

スプレーや冷蔵庫、電子部品の洗浄剤等に使用されていた化学物質で、特にオゾン層を破壊する作用の強いフロン11、12、113、114、115については、オゾン層保護条約議定書で特定フロンに指定されている。この特定フロンは、平成7年末までに生産は全廃されたが、冷蔵庫やエアコン等に現在も使用されており、これらの使用機器の廃棄時等において、大気中への排出を抑制する必要がある。

都市公園

都市計画区域内に設けられる公園で、総合公園、地区公園、都市林、都市緑地、緑道等の種類がある。

都市・生活型公害

通常の事業活動や日常生活にともなう環境への負荷が原因となって起きる、自動車交通公害や河川の水質汚濁、近隣騒音等の公害のこと。産業公害と異なり、多くの場合、原因者が被害者にもなりうるという特徴をもっている。

都市緑地

主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地のこと。

都市林

都市公園法施行令第2条第2項に定められた都市公園で、主として動植物の生息・生育地である樹林地等の保護を目的とするもの。市街地およびその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地、草地、水辺からなる。野生動植物の保護を図るほか、都市気候の改善を図るなど、都市の良好な自然的環境を形成する緑地である。

トップランナー方式

省エネ基準を、商品化されている製品のうち、エネルギー消費効率が最も優れている製品の性能、技術開発の見通し等を勘案して定める考え方。

資料編

トレー

本計画書では、スーパーの生鮮食品等の包装材として利用されている皿のこと。発泡スチロールのものが多い。

【な行】

二酸化硫黄

石炭や石油等の化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬等の事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガス等から発生する。二酸化硫黄は直接、あるいは粉じん に吸着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与えたり、動植物や建物等にも被害を及ぼすこともある。

二酸化窒素

石油、ガス等の燃料の燃焼にともなって発生し、工場、自動車等が主な発生源である。人の呼吸器系に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の一つとなる。

ニューメディア

新聞、テレビ、ラジオ等の既存のメディア（媒体）に対し、通信・情報・電子技術によって生み出された、新しいメディアや情報伝達システムの総称。インターネット、携帯電話等があげられる。

燃料電池

燃料（天然ガス、メタノール等の燃料から得られた水素）と酸化剤（主に空気中からの酸素）を、化学的に反応させて、その反応エネルギーを電気として直接取り出す直流発電装置。発電効率が 40～60%と高く、廃熱を利用した場合には総合エネルギー効率で 80%にも達するため、エネルギーの効率的利用を図ることができ、二酸化炭素等の排出量を抑制できる。

農業集落排水処理施設

都市部で進められている公共下水道に対して、農村地域において農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、または農村生活環境の改善を図り、合わせて河川等の公共用水域の水質保全に寄与することを目的として、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設のこと。

【は行】

廃棄物処理法

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）のこと。

排水性舗装

道路表面が多孔質で、その孔から雨水を浸透させ、道路脇の排水溝等へ流れ出す構造の舗装。道路表面には雨水が貯まらず、スリップ防止等の効果がある。また、自動車の走行にともなう騒音を低減する効果もある。

バイパス

交通の渋滞を緩和するため、混雑した市街地を迂回して設けられた道路。

ハイブリッド自動車

ガソリンエンジンと電気モーターといった複数の動力源を組み合わせることで走行する自動車。それぞれの動力の欠点を補完しながら駆動し、低公害性およびエネルギー利用効率の向上を図っている。現在普及しているハイブリッド自動車は、走行状態に応じ、エンジンと電気モーターを併用して走行するものと、エンジンで発電した電力により、電気モーターで走行するものがあり、これらの方式では、二酸化炭素や有害物質の排出量を大幅に低減させる効果がある。なお、中型や大型のバス・トラックに利用されているものは、通常はエンジンの動力で走行し、減速時に電気や油圧の形で蓄えたエネルギーを黒鉛や窒素酸化物が多く排出される発進・加速時に利用して、その排出を抑えるものであり、発進・停止の多い市街地では、5～20%の省エネルギー効果がある。

パークアンドライドシステム

公共交通機関の駅、停留所の付近に駐車場を整備し、自動車と電車、路線バス等との連携を図るシステムのこと。公共交通機関への乗り換えを促進し、公共交通機関を使いやすくすることにより、自動車交通量の減少を図ることができる。

バリアフリー

高齢者や障害者等の生活や活動に不便な障害を取り除くこと。階段に手すりを設置する、スロープを設ける、通路の段差をなくすなどがあげられる。

ハロンバンク登録消防設備

ハロンバンク推進協議会に登録されている消防設備のこと。ハロンバンク推進協議会とは、既に生産され、消火設備・機器として設置済みのハロンのデータベースを作成し、ハロンの回収、リサイクルを行うことを目的として、平成 5 年 7 月に設置された協議会である。なお、ハロンの生産は平成 5 年末に中止された。

pH（水素イオン濃度指数）

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合いを示す。pH 7 が中性、7 より大きくなるとアルカリ性、7 未満が酸性となる。pH が 6.5～8.5 の範囲を出ると、河川の生産性が低下し、水処理にも悪影響がでるといわれ、魚類や農作物に被害を与えるようになる。

BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。河川等の水の汚れ度合いを示す数値で、水中の有機物等の汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するとき

に消費される酸素量を mg/L で表したものの。数値が高いほど、水中の有機汚染物質の量が多い。

ppm

ppm (parts per million の略) は、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、パーセント (%) が百分の 1 の割合を指すのに対し、ppm は 100 万分の 1 を意味する。

例えば、空気中 1 m³ 中に 1 cm³ の物質が含まれているような場合、あるいは水 1 kg 中に 1 mg の物質が溶解している場合、この物質の濃度を 1 ppm という。

P R T R 制度 (環境汚染物質排出・移動登録制度)

人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質について、環境中への排出量および廃棄物に含まれて工場・事業場の外に移動する量を、事業者自らが把握し、都道府県に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計値に基づき、対象化学物質の環境中への排出量や、廃棄物に含まれて移動する量を把握し、集計し、公表する仕組みのこと。

ビオトープ

生物を意味する Bio と場所を意味する Top を合成したドイツ語で、「野生生物の生息空間」を意味する。生態学的には「生物の生息に必要な最小単位の空間のこと」とされている。一般にはトンボ池等ある程度のまとまりのある生息地としてやや緩やかに使われ、さらに地域的な広がりをもつ生息空間等として幅広く使われることもあり、郊外から都市にかけての水辺、湿地、草地から森林にいたるまでの水と緑を結ぶネットワーク化までを考慮した概念である。

光ファイバーケーブル

ガラス繊維の光ファイバーを用いたケーブル。金属ケーブルに比べて軽く、磁場に乱されず、ノイズの混入が非常に少ないのが特徴。大陸間の通信回線、NTT の INS ネット 1500、LAN 等に用いられている。大容量・高速・長距離の通信回線構築が可能。光ファイバーとは、高い屈折率のコアを低屈折率のクラッドで囲んで光を少ないロスで伝送するガラス繊維。光ファイバーには、銅線にみられる減衰やキャパシタンス、ノイズ等の問題がほとんど無く、電気干渉に強く光ファイバー自体の電磁放射も無いので、セキュリティ上も安全である。

ヒートアイランド現象

都市の多くが人工的構造物に覆われて緑被地が少ないこと、人間の生活や産業の活動にともなう人工熱の放出、大気汚染等が原因となり都市部が郊外に比べて気温が高くなる現象。

等温線を描くと都心部が島のようになることから、ヒートアイランド(熱の島)といわれる。

ヒートポンプシステム

低い温度の熱源から冷媒(熱を運ぶための媒体)を介して、熱を吸収することによって高い温度にする機器で暖房、給湯等に使用されている。これは、ちょうど水を低いところから高いところに押し上げるポンプのような原理で熱を移動させるところから、この名前で呼ばれている。また、冷媒の流れを逆にすることで冷房等にも使用されている。

風致地区

「都市計画法」に基づき、都市計画区域を対象として、良好な都市環境を形成している土地について、その風致を維持し、都市環境を保全するために定められる地区。指定対象として、丘陵・樹林・水辺等の自然的要素に富んだ土地、郷土的意義のある土地、樹木に富む住宅地等を含む良好な自然的景観の土地を想定している。風致地区では、県の条例により建築行為、宅地造成、木材の伐採等に対する規制を行っている。

浮遊粒子状物質

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち粒径が 10 ミクロン(1cm の 1000 分の 1) 以下のものをいう。

フリーマーケット

公園や駐車場等で、不用品の売買、交換を行う市のこと。ごみの減量化や資源の有効利用に役立てることを目的としたリサイクル活動として行われることも多い。

フロン

正式にはクロロフルオロカーボンといい、炭化水素にフッ素と塩素が結合した化合物の総称。極めて安定な物質で、電子部品の洗浄剤、冷蔵庫やエアコン等の冷媒、発泡剤、スプレーの噴射剤等に広く用いられている。大気中に放出されると、オゾン層を破壊する。

保安林

木材の生産という経済的機能よりも、災害の防止、水源かん養、公共の福祉の増進等、17 種類の公共目的を達成するために、「森林法」に基づいて指定されている、一定の制限、義務が課せられた森林。保安林においては、立木竹の伐採等の一定の行為を行う際には、都道府県知事の許可が必要となる。

ポケットパーク

快適な都市環境を確保するため、歩行者の休息や集いの場となるとともに、良好な都市景観の一つとなるような小広場のこと。再開発事業や土地区画整理事業等で狭小の余剰区画を利用してつくられることが多い。

【ま行】

マテリアルリサイクル

廃棄物を製品の原材料として再利用すること。廃家

資料編

電や廃自動車等多くの部品や材質により一つの製品が作り出されている場合、分解して材質ごとに部品を分類しなければマテリアルリサイクルすることが難しい。そのため、リサイクルしやすい製品作りが求められており、業界の対応も進んでいる。マテリアルリサイクルは、リユースに続く、リサイクルの第一段階である。

マニフェスト（産業廃棄物管理票）

産業廃棄物の運搬または処分を委託する際に交付する管理票で、産業廃棄物の種類、数量、性状、運搬業者名、処分業者名、取り扱い以上の注意等を記載したもの。排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の流れを把握することにより適正に処理されたかどうかを確認できる。

マニフェストシステム（産業廃棄物管理票制度）

マニフェストシステムとは事業者が発生させた産業廃棄物の運搬や処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合に、マニフェストとともに廃棄物の処理と報告を行うことを義務づけた制度のこと。廃棄物処理工程が記録されることにより、不適正処理や不法投棄を防ぐことを目的としている。産業廃棄物を発生させた事業者は、処分を委託した事業者からマニフェストの送付を受け、運搬・処分が終了したことをマニフェストで確認し、マニフェストを5年間保管しなければならない。平成13年4月より排出事業者は最終処分までの確認を行うこととされた。

マニフェストの不交付、不送付、虚偽記載、虚偽管理票交付（産業廃棄物の運搬・処分を受託していないにもかかわらず、虚偽の記載をしてマニフェストを交付すること）、保管義務違反があった場合の罰則が決められている。

マルチ

耕地で、作物の根の周辺を覆うビニールや藁のこと。

水循環

水は降雨、蒸発、浸透等により環境中を循環し、大気中の水蒸気、内陸水（川や湖）、地下水、海水等の形で存在している。自然の地表面や緑地が減少したり、地下水を大量に採取したりすると、水の循環の仕方や存在状態が変わり、湿地の消失、地盤の沈下や平常時の河川流量の減少による水質の悪化等の支障が生じる。

ミティゲーション

開発にともなう環境への影響を極力回避し、低減するための措置を優先して行い、やむを得ない場合には、開発によって損なわれる環境をその場所または他の場所に復元または創造することによって、環境への影響をできるだけ緩和しようとする考え方。

メディア

媒体、手法、方法のこと。特に情報媒体を示す。

モントリオール議定書

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」の通称。昭和62年に採択された。ウィーン条約に基づき、オゾン層を破壊する物質を具体的に規制する措置を定める。採択後、規制物質の追加等、数度の改正が行われている。

【や行】

有機塩素系化合物

有機塩素系化合物は、一般に炭素と塩素が直接結合した有機化合物のことをいい、一般的には生物分解が困難であり、水にあまり溶けず、油に溶けやすいため、動植物の体内に蓄積されやすいことが知られている。主に金属、機械部品等の脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使用されているトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等がある。

容器包装リサイクル法

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年6月16日法律第112号）のこと。増大する一般廃棄物の中で相当部分を占めている容器包装のリサイクルを図ることを目的として、平成7年に公布され、平成9年に改正された法律。平成12年に全面施行された。住民（排出抑制）、事業者（分別収集されたものの再商品化等の促進）、行政（分別収集の実施）それぞれの役割を示し、さまざまな規定を設けている。ペットボトル等10品目が分別収集の対象となっている。

【ら行】

ライフサイクルアセスメント

原材料の採取から製造、流通、使用、廃棄に至るまでの製品等（財、サービス）の一生（ライフサイクル）で、環境に与える影響を定量的、科学的、客観的に分析し、総合評価する手法。製品等の環境分析を定量的・総合的に行う点に特徴がある。

ライフスタイル

個人や団体の生き方。単なる生活様式を超えて、その人の考え方や価値観をも含む。

リサイクル

資源の有効利用や環境汚染の防止のために、廃棄物を原料とし、再生して利用すること。マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル、サーマルリサイクルがある。「循環型社会形成推進基本法」では、処理の優先順位として、マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクルは、サーマルリサイクルの上位に位置づけられている。

リサイクルプラザ

ビン、缶、粗大ごみ等の資源ごみのリサイクルを行うとともに、再生品の展示・販売や普及啓発、環境学

習等を行うリサイクル活動の拠点となる施設のこと。

リスクコミュニケーション

化学物質を取り扱うことによる環境リスクに関する正確な情報を、利害関係者(事業者・従業員・地域住民・消費者・行政等)が共有しつつ、相互に意志疎通を図ること。リスクコミュニケーションの推進により、環境リスクの削減が円滑に推進されることが期待できる。

リスクコミュニケーションが促進され、リスクに関する情報が適切に伝えられれば、国民は自らの判断でリスクをなるべく回避するような行動をとることが可能となる。このことは、事業者や国民が環境リスクを自主的、積極的に削減していくことを促す上で重要である。

リターナブルびん

洗って繰り返し使用できるびんのこと。一升びんやビールびんが代表的である。最近は減少の傾向にあり、一回限りの使用を予定してつくられるワンウェイびんの生産が増加している

リーフレット

広報、宣伝、案内等のための一枚刷りの印刷物のこと。折り畳んで冊子にしたものもある。

緑地協定

「都市緑地保全法」に基づいて、「緑豊かなまちをつくる」という目的のもとに、一定の区域の緑化に関することを市町村長の認可を受けて定めるもので、一定の区域の土地所有者等が、全員の合意により締結する協定(同法第14条)と開発事業者等が宅地等の分譲前にあらかじめ協定(同法第20条)を定めておき、後に分譲を受けた者がその協定に従うという2通りの方法がある。

緑地保全地区

「都市緑地保全法」に基づき、都市計画区域を対象として、風致または景観が優れていること、動植物の生育生息地として適正に保全する必要があること、伝統的または文化的意義を有するもの等、一定の要件に該当する良好な自然環境を形成している緑地について、それを保全するために定められる地区。建築行為、宅地造成、木材の伐採等については、都道府県知事の許可が必要。

緑道

都市公園の一つ、災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全および快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯および歩行者路、自転車路を主体とする緑地で、幅員10~20mを標準として公園、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

幸田町環境基本計画

平成 15 年 3 月発行

編 集 幸田町福祉部保健環境課

T e l : 0 5 6 4 - 6 2 - 1 1 1 1

F a x : 0 5 6 4 - 6 2 - 8 1 5 8

E - mail : hoken@town.kota.aichi.jp

この計画書は、再生紙を使用しています。

本文 古紙配合率：100%、白色度：70%

表紙 古紙配合率：100%、白色度：80%